

令和 3 年 度

定 期 監 査 報 告 書

東京都後期高齢者医療広域連合 監査委員

3 東広監第 28 号
令和 3 年 9 月 28 日

東京都後期高齢者医療広域連合議会議長 様
東京都後期高齢者医療広域連合長 様
東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長 様

東京都後期高齢者医療広域連合
監査委員 柏 崎 裕 紀
監査委員 古 性 重 則

令和 3 年度東京都後期高齢者医療広域連合定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき令和 3 年度東京都後期高齢者医療
広域連合定期監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果につ
いて、別紙のとおり提出します。

令和3年度定期監査報告書

1 監査の対象及び範囲

東京都後期高齢者医療広域連合の部局において、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに執行された令和2年度の財務に関する事務及び事業執行に係る事務

2 実施期間

- (1) 書面監査 令和3年6月1日から令和3年6月24日まで
- (2) 事情聴取 令和3年8月31日

3 監査の方法

東京都後期高齢者医療広域連合監査基準に則り、主管部（課）から提出された財務に関する監査資料、関係書類及び諸帳簿等を照合する書面による監査、並びに関係責任者に対する事情聴取を実施した。

4 主たる観点

- (1) 財務に関する事務が、計画に則り法令の定めるところに従い、適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 予算執行、会計処理、契約締結時の財務事務及び財産管理は、諸規程に基づき適正に処理をされ、最少の経費で最大の効果が上がっているか。

5 監査の結果

上記主たる観点到重点をおき監査を行ったところ、概ね法令に則して適正かつ効率的に行われているものと認められた。

6 総括・意見

本広域連合においては、令和3年3月末には、被保険者数が158万人を超えており、制度開始当初の平成20年4月の約106万人と比較すると約49%の増加となっている。また、財政面では、令和2年度における医療給付費の支出額は1兆2,999億円となり、平成20年度の7,446億円と比較して約75%の増となった。なお、令和元年度実績は約1兆3,537億円であったことから、制度発足初の前年度比マイナスとなり、新型コロナウイルス感染症の影響があったものと考えられる。

そして、近年の医療費の増に対応する医療費適正化の取り組みとして、令和2年度も引き続きジェネリック医薬品差額通知事業を実施し、一月当たりの軽減効果額については、7億4,600万円余の効果を上げている。このほか、歯科健康診査補助事業、柔道整復師の施術の療養費適正化事業、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費適正化事業を継続するなど、医療費適正化の一層の推進を図った。

また、有効期間（２年間）の満了に伴う被保険者証の一斉更新にあたり、カードサイズに変更した上で、区市町村との連携のもと、広報紙「東京いきいき通信」やポスター等による周知を行い、被保険者の方々に新しい被保険者証を発行した。

このほか、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等への対応として、傷病手当金の支給や保険料の減免を実施した。

以上のように、令和２年度においても、本広域連合は、国の制度改革の動向に対応しつつ、都内の全６２区市町村と連携・協力し、被保険者が安心して適切な医療を受けられるよう、円滑な制度運営に努めた。

こうした経過を踏まえ、被保険者数や財政規模が極めて大きい本広域連合において、その組織的特性をも十分考慮し、今年度の定期監査を通じて次の二点を要望する。

第一は、事務の確実な執行である。

令和２年度においても起案文書や検査証の押印漏れ、日付や記載事項の誤り等があった。これらについては毎年、注意事項として挙げられており、小さなミスが常態化が、やがては大きなミスにつながりかねないため、普段から重要な文書などについては二重三重に確認するなど、より一層の注意を払ってもらいたい。

また、近年は異動が初めての職員等の実務経験が浅い職員が多いことにより、文書・契約・支出事務の能力の向上が課題である。「文書事務の手引き<起案・決定・施行編>」、「文書事務の手引き<保存・保管・廃棄編>」、「契約マニュアル」、「会計事務の手引き」の活用と適切な周知により、一層文書事務の適正化が進むことを望むものである。さらに、現行システムの仕様上の制限等により運用で対応している事務については、必要に応じて改修を検討する等、各課連携のうえで、改善を行っていただきたい。なお、事務の引継ぎ手順のルール化についても引き続き、重要性を認識し、手引き・マニュアル等を的確に活用して、着実に実施されることを望むものである。

第二は、支出の適正化である。

歳出予算の執行率については、前年度に比べ一般会計、後期高齢者医療特別会計ともに下がっているが、これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、診療控え等の影響による一時的なものと思慮する。感染の収束はいまだ見通せず、日々感染状況は変化しているため、感染の動向や情勢の調査・研究により、予算見積りの適正化、執行計画の適正な立案や執行状況の把握を行い、あらゆる角度から執行の適正化を図ってもらいたい。また、契約については、定められた手続きに沿って適正に行い、支出することが肝要であり、外部からの誤解や不信を招くことのないよう適正に行っていただきたい。

今後も、後期高齢者の医療給付費をどう抑制していくかは最も大きな課題である。不正・不当な支出の防止、支出済のもの点検による適正化はもとより、被保険者の意識啓発や健康増進を通して医療給付費の低減につながる取組がより重要となってくる。

国においては、人生100年時代の到来を視野に入れた社会保障全般にわたる持続可能な改革が検討され、令和2年度から健康増進と健康寿命の延伸等を目的とした「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」を推進するための体制整備等が行われることとなった。こうした状況を踏まえて、本広域連合が令和2年1月に改定した第2期広域計画や令和3年4月に策定した第3期高齢者保健事業実施計画（データヘルス計画）などに基づき、医療費適正化施策等を今後も着実に推進することを望むものである。

なお、監査の際に見受けられた事務上の軽微な指摘事項については、改善を指示し、すべて是正済みである。